

2022年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目7番20号

株式会社ニチリョク

代表取締役社長 寺 村 公 陽

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が拡大している状況を踏まえ、株主様の安全確保並びに感染拡大防止のため、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげると共に、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用等のご配慮をお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日(月曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ 11階 アネモルーム
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第56期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役3名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nichiryoku.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、第2四半期累計期間まで新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のデルタ株に翻弄され、政府及び各自治体による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が概ねの期間交互に発出されたものの、第3四半期会計期間は全ての宣言や措置が解除され感染及び経済活動は落ち着きを取り戻したかに見えました。

しかしながら、続く第4四半期会計期間にはオミクロン株の感染爆発、ロシアによるウクライナ侵攻、米国の利上げ等の影響を受け、大幅な資源高、円安等、先行きに不透明感を残す形で終わりました。

当社が属するメモリアル市場は、高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、お墓事業における屋外墓地については、埋葬の選択肢の多様化に伴い、高価格となる旧来の墓地墓石の購入層は年々減少しております。

一方、首都圏に永住する消費者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は、緩やかに増加しております。

この流れに対応すべく当社は、消費者ニーズに寄り添った様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を開発すると共に、供養の全てを網羅し、価格においてもご満足いただける納骨堂(堂内陵墓)の販売拡大に取り組みました。

葬祭事業においては、超高齢化を背景に葬儀の簡素化が顕著となる中、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により、施行単価が下落するという厳しい環境下にあります。

それに加え、コロナ禍の影響による通夜式を自粛し告別式のみを執り行う密葬や直葬を選択するご葬家が増加傾向にあることから、魅力的なプランの開発や葬儀専門のポータルサイトとの連携を通じ受注件数の増大に努めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は29億7千9百万円（前事業年度比13.5%増）、営業利益は2億9千1百万円（同165.9%増）、経常利益は1億8千4百万円（前事業年度は経常損失1億4千万円）、当期純利益は1億2千9百万円（前事業年度は当期純損失2億9千2百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

お墓事業

a. 屋外墓地

屋外墓地におきましては、高齢者の増加により成約件数は増加傾向にあるものの、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い、高価格となる旧来の墓地墓石の購入層は年々減少しております。

それに対し、樹木葬や共有墓等の需要は急激に増加し、施工単価の下落がより顕著化している状況を踏まえ、募集販売を受託している既存霊園の増設や改造等、販売戦略の見直しを適宜行っております。

また、2022年1月には、当社が募集代行する主力霊園のひとつである「白岡霊園(埼玉県白岡市)」第3期の開園があり、販売が計画を上回る結果となり、収益は大幅に改善しました。

売上高は、12億8千2百万円（前事業年度比18.9%増）となりました。

b. 納骨堂

納骨堂におきましては、現在、第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」の募集代行を行っております。

コロナ禍による外出自粛の影響や埋葬の選択肢の多様化等を踏まえ、広告戦略の抜本的な見直しや徹底した感染防止対策等に努めた結果、収益は改善傾向にあります。

売上高は、2億2千9百万円（同13.1%増）となりました。

葬祭事業

葬祭事業におきましては、死亡者数が年々増加傾向にある中、春夏秋冬に発行する会報の配布やコロナ禍を踏まえ少人数に限定した終活セミナーの開催等、潜在顧客を受注に繋げる施策を継続的に行っております。

当社は、2021年6月、会員に対して葬儀等を割引価格で提供するだけでなく、シニアライフを応援する終活や葬儀後の諸手続きをサポートすることを目的に、有料会員サービスである「愛彩花倶楽部」を「さくら倶楽部」へ名称変更し、特典内容を大幅に刷新すると共に、新たに無料会員サービスである「あおい倶楽部」を新設しました。

これは、有料・無料の会員を獲得することで、最終的に当社のメインサービスである葬儀や墓地墓石等の受注に繋げ、収益の増大を目的としております。

また、葬儀専門のポータルサイト等と連携した潜在顧客以外の受注拡大と併せて抜本的な経費の見直しに注力した結果、コロナ禍による会葬者の減少は依然否めないものの受注件数は過去最高を記録し、収益は大幅に改善しました。

売上高は、14億6千6百万円（同9.3%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、17百万円であります。
その主なものは、新本社移転に伴う設備投資額14百万円であります。
また、本社移転に伴い、東京都杉並区の旧本社ビルを売却しております。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額5億円のコミットメントライン契約を締結しております。

2021年4月30日に第37回無担保社債を発行し、1億5千万円の資金調達を行いました。

また、2021年7月7日に総額7億1千9百万円の新株予約権(行使価額修正条項付)を発行いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 3 期 2019年3月期	第 5 4 期 2020年3月期	第 5 5 期 2021年3月期	第 5 6 期 (当事業年度) 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	3,262	3,169	2,624	2,979
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	104	102	△140	184
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	50	140	△292	129
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (円) (△)	40.20	114.97	△33.64	9.54
総 資 産 (百万円)	9,710	9,263	9,735	9,467
純 資 産 (百万円)	3,242	3,243	3,923	4,313
1株当たり純資産 (円)	2,594.95	2,796.98	305.58	292.84

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行っております。第55期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社アリストゴラ・アドバイザーズであります。

同組合は、当社の株式6,873千株(議決権比率46.8%)を保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社と当社間において特別な取引関係はありませんが、当社経営に対する適切な意見を得ております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

(4) 対処すべき課題

屋外墓地につきましては、好立地、好ロケーションを重視した新規霊園の開発及び募集販売実績のある霊園の増設、改造を中心に行うと共に、関係寺院及び墓地候補地の見極めを一層強化し適宜対処する所存であります。

納骨堂につきましては、埋葬の選択肢が多様化しており、劇的な売上高の回復には一定期間かかることを想定しております。

消費者のニーズを見極め、抜本的な広告及び販売戦略を見直し、収益を追求する体制を構築して参ります。

葬祭事業につきましては、受注拡大のため生前予約をいただくことは不可欠であります。

その会員組織である「さくら倶楽部」及び「あおい倶楽部」の新規会員獲得と共に、会員に向けた春夏秋冬に発行する会報の充実やコロナ禍を踏まえ少人数に限定した終活セミナーの開催等、潜在顧客を受注に繋げる施策を行って参ります。

また、より魅力的な葬儀プランの提供、葬儀専門のポータルサイト等と連携し、さくら・あおい倶楽部会員以外の一般顧客からの受注拡大を図り、当社の中核をなす事業となるよう進めて参ります。

財務面につきましては、現在及び将来に亘って必要な営業活動資金及び有利子負債の返済等に備えるため、資本の増強をはじめ、営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関からの借入や社債の発行等を基本としております。

しかしながら、当社は、宗教法人が納骨堂を開発する際の資金の一部を債務保証しており、宗教法人との契約に基づく納骨堂の販売が計画通りに進捗しなかったため、債務保証の履行により当社の資金繰りを圧迫しました。

そのため当社は、借入金の返済について取引金融機関と協議し、2021年10月に当面の返済について猶予を受けることで合意しました。

このように、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性があることから、こうした状況を速やかに解消するため、より効率的且つ効果的な広告媒体の選定を含む営業施策を見直すことにより納骨堂の拡販を図ることに加え、手元流動性資金の確保に努めるべく有形固定資産や投資その他の資産の流動化を推し進めると同時に、全ての取引金融機関と協議を行い、今後も継続的な支援が得られるよう交渉し、経営基盤の強化及び安定に鋭意努めて参ります。

また、世界的大流行となっている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の変異株(オミクロン型)につきましては、収束が未だ見通せない状況下であり、高齢者を中心に消費者の外出自粛傾向が継続しますと、お墓事業は来園者(見学者)数の減少、葬祭事業では会葬者の減少等の顕著化が想定されます。

さらに、墓石(石材)は、ほぼ100%中国より輸入しており、現在当国においてゼロコロナ政策が採られていることから、ロックダウン等の措置により製造や輸出が制限されますと、国内にて仕入れることとなり、原価率の高騰が懸念されます。

一方、コロナ禍は、消費者の価値観や行動様式の変化、死生観を醸成しており、収束まで一定の期間がかかると想定されるものの、新型コロナウイルス感染症との共存を踏まえた新たな商品を開発できれば、シェアを拡大する好機になると捉えております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
お墓事業(屋外墓地)	墓地・墓石の企画、販売、施工、解体、霊園管理受託
お墓事業(納骨堂)	納骨堂の企画、販売及び管理受託
葬祭事業	葬儀・法事の施行、仏壇・仏具・返礼品の販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本社：東京都中央区八重洲一丁目7番20号
 日の出工場：東京都西多摩郡日の出町大久野7012
 ラステル久保山：神奈川県横浜市西区境之谷4番2号
 ラステル新横浜：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番19号
 支店：多摩、横浜、東葛、朝霞、赤坂、名古屋
 営業所：京都、大阪
 管理事務所：多摩、西日暮里、赤塚、高島平(2ヵ所)、朝霞東、八千代、横浜三保

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
97 (74)名	6名減 (7名増)	46.4歳	9.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	2,031,772千円
東京信用金庫	837,659
株式会社三井住友銀行	620,000
株式会社横浜銀行	136,000
株式会社第四北越銀行	128,240
株式会社千葉銀行	125,000

(注) 1. シンジケートローンは、東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする計10行からの協調融資によるものであります。

2. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、計3行からなる借入極度額500,000千円のコミットライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は500,000千円であり、株式会社三井住友銀行の借入金残高に含まれております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年7月12日付をもって、本社を東京都中央区八重洲一丁目7番20号に移転いたしました。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 50,000,000株

(注) 1. 2021年2月24日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を5株に分割)に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は19,200,000株増加し、24,000,000株となっております。

2. 2021年6月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より26,000,000株増加し、50,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 14,713,005株

(注) 1. 2021年2月24日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を5株に分割)により、発行済株式の総数は10,264,004株増加し、12,830,005株となっております。

2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は1,883,000株増加しております。

③ 株主数 3,874名

④ 単元株式数 100株

⑤ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
バリュアアップ・ファンド 投資事業有限責任組合	6,873千株	46.75%
株式会社エムエスシー	847千株	5.76%
大 木 壘	329千株	2.24%
寺 村 久 義	265千株	1.80%
日本生命保険相互会社	200千株	1.36%
a u カブコム証券株式会社	160千株	1.09%
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	150千株	1.02%
松 原 明 男	122千株	0.83%
松 井 証 券 株 式 会 社	120千株	0.82%
佐 藤 兼 義	101千株	0.69%

(注) 持株比率は自己株式(9,555株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権 の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2021年6月18日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権
第2回新株予約権（行使価額修正条項付）

新株予約権の総数	32,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 3,200,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり223円
新株予約権の払込期日	2021年7月6日
新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額	1株につき 223円
新株予約権の行使期間	2021年7月7日から2023年7月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場 合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場 合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条の定めるところに従って算出された資本 金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算 の結果1円未満の端数を生じる場合はその端 数を切り上げた額とする。 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度 額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権 の総数をMACQUARIE BANK LIMITED DBU ACに割 当てた。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	寺 村 公 陽	社長執行役員
常 務 取 締 役	尾 上 正 幸	常務執行役員マーケティング本部長 兼葬祭事業本部長兼開発部長
常 務 取 締 役	五 嶋 美 樹	常務執行役員経営統括本部長
取 締 役	藤 澤 英 樹	上席執行役員お墓事業本部長
取 締 役	篠 田 丈	株式会社T&Rホールディングス 代表取締役 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 代表取締役 株式会社アリスタゴラ・フィナンシャル・サービス 会長 アリスタゴラ・インターナショナルPte.Ltd. 取締役会長 アリスタゴラ・アセットマネジメントPte.Ltd. 取締役 Aristagora VC Israel GP Ltd 取締役 株式会社メディネット 社外取締役
取 締 役	古 内 耕太郎	経営デザイン・Partners株式会社 代表取締役 ベレックスホールディングス株式会社 取締役 HMd株式会社 取締役 学校法人茂来学園大日向小学校 監事
取 締 役	瀧 上 眞 次	株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ エグゼクティブアドバイザー タイ・デザイン社 日本代表 株式会社メディネット 社外監査役
取 締 役	渡 邊 将 志	渡邊将志オフィス株式会社 代表取締役 株式会社エブコ 社外取締役
常 勤 監 査 役	宮 下 利 明	
監 査 役	野 口 和 弘	野口和弘公認会計士事務所 所長 ネットワンシステム株式会社 社外監査役
監 査 役	武 田 和 大	弁護士法人創・佐藤法律事務所 弁護士 医療法人伊部皮膚科クリニック 監事

- (注) 1. 取締役古内耕太郎氏、瀧上眞次氏及び渡邊将志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野口和弘氏及び武田和大氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野口和弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役武田和大氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 - ①2021年6月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、丸野登紀子氏は社外監査役を任期満了により退任いたしました。
 - ②2021年6月28日開催の第55期定時株主総会において、尾上正幸氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ③2021年6月28日開催の第55期定時株主総会において、渡邊将志氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
 - ④2021年6月28日開催の第55期定時株主総会において、武田和大氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
 - ⑤2021年8月31日をもって、齊藤政幸氏は取締役に辞任いたしました。なお、退任時における担当は葬祭事業本部長でありました。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
 - ①社外監査役野口和弘氏は、2021年6月23日付でネットワンシステム株式会社の社外監査役に就任いたしました。
 - ②取締役尾上正幸氏は、2021年6月28日付で常務取締役マーケティング本部長兼開発部長に就任いたしました。
 - ③取締役藤澤英樹氏の担当が、2021年6月28日付でお墓事業本部長兼マーケティング本部長兼開発事業部長からお墓事業本部長となりました。
 - ④常務取締役尾上正幸氏の担当が、2021年9月1日付でマーケティング本部長兼開発部長からマーケティング本部長兼葬祭事業本部長兼開発部長となりました。
 - ⑤社外取締役渡邊将志氏は、2022年3月25日付で株式会社エブコの社外取締役に就任いたしました。
7. 当社は、社外監査役野口和弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

特約部分の保険料は被保険者が負担しており、それ以外は当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	81,219 (10,839)	81,219 (10,839)	— (—)		9 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,274 (6,474)	14,274 (6,474)	— (—)		4 (3)
合 計 (うち社外役員)	95,493 (17,314)	95,493 (17,314)	— (—)		13 (6)

- (注) 1. 上表には、2021年6月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(うち社外監査役1名)及び2021年8月31日に辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上表の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額15,426千円(取締役9名に対し13,511千円(うち社外取締役3名1,514千円)、監査役4名に対し1,914千円(うち社外監査役3名1,314千円))が含まれております。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月28日開催の第55期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

監査役1名 650千円(うち社外監査役1名 650千円)

(各金額には、上記イ. 及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、監査役1名634千円(うち社外監査役1名634千円)が含まれております。)

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1999年6月24日開催の第33期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は1名)であります。

監査役の報酬限度額は、1995年6月30日開催の第29期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役ごとの報酬限度額を決定しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化及び株主の皆様との価値共有を旨として設定しており、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給するものとしております。

b. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、中長期の企業価値向上を考慮し、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等は、月例の基本報酬と、半期毎に業績等を考慮して決定する賞与で構成されております。

当該取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容（報酬付与の時期・条件を含む。以下同じ。）の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、その具体的内容の決定に際しては、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案しております。

また、取締役会は、代表取締役社長による上記決定が適切に行われるよう、各取締役の報酬等の内容について、代表取締役社長及び社外取締役2名から構成される任意の報酬委員会に諮問するものとし、代表取締役社長は、同報酬委員会の答申の内容を最大限尊重し、報酬等の具体的内容を決定しております。

なお、社外取締役及び監査役については業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、同報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については、上記のとおり基本報酬のみを支給しております。1995年6月30日開催の第29期定時株主総会で年額50,000千円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしています。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長寺村公陽に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役古内耕太郎氏は、経営デザイン・Partners株式会社の代表取締役、ベレックスホールディングス株式会社の取締役、HM d 株式会社の取締役及び学校法人茂来学園大日向小学校の監事であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役瀧上眞次氏は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズのエグゼクティブアドバイザー、タイ・デザイン社の日本代表及び株式会社メディネットの社外監査役であります。当社は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズが無限責任組合員として組成するバリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合との間に資本提携契約を締結しており、同社は当社の親会社であります。同社以外の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役渡邊将志氏は、渡邊将志オフィス株式会社の代表取締役及び株式会社エブコの社外取締役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役野口和弘氏は、野口和弘公認会計士事務所の所長及びネットワンシステム株式会社の社外監査役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役武田和大氏は、弁護士法人創・佐藤法律事務所の弁護士及び医療法人伊部皮膚科クリニックの監事であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況及び 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古内耕太郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。主に葬祭業界最大手の元経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に葬祭事業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	瀧上 眞次	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。主に長年に亘る企業経営者としての幅広い見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	渡邊 将志	2021年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。主に広報IRや新規事業、新商品の開発等の分野において経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社事業の新分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	野口 和弘	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	武田 和大	2021年6月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に、また、監査役会10回のうち9回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人ハイビスカス

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2021年6月28日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は会計監査人の解任、不再任等の決定の方針を次のとおりとしております。

- ① 会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。
- ② 当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合及び監査契約に違反した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。
- ③ 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任することができる。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、社長を委員長とする定例の「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、全社の法令及び定款の遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。

ロ. 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、ホットラインを設置し運営する。また是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。

ハ. 内部監査室は、全社の法令及び定款の遵守体制の問題及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。

ニ. 当社は、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し、不当要求に応じない。

ホ. 当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）、その他の情報の取扱いについて「文書管理規程」を整備し、これらの情報の保存及び管理体制を構築する。

ロ. 当社は取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報は、取締役または監査役からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署において対応策の検討を行う。また、全社的に重大な損害を与えるリスクについては、取締役会において対応策の検討を行う。

ロ. 万一、損失の危険が発生した場合においても、取締役会がその対応を統括することで被害の最小化を図る。

ハ. 内部監査室は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。

- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規定を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ロ. 経営効率の向上及び意思決定の迅速化を図るため、取締役及び執行役員からなる経営会議を原則として月1回開催し、当社の全般的な重要事項について審議する。
- ⑤ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置する。
- ⑥ **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- 前号の監査役スタッフは、監査役の職務を補助するときは、取締役の指揮命令を受けない。
- ⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- イ. 取締役会及び重要な経営会議については、監査役の出席を確保する。
- ロ. 取締役及び使用人は、経営、業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大な法令違反行為等を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。
- ハ. 監査役の要請に応じ、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。
- ⑧ **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- 当社は、監査役が、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保・啓蒙するため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を当事業年度において4回開催いたしました。

当委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し、違反事案や内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議等も併せて行っております。

使用人に対しては、コンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施しております。

② リスク管理体制の強化

当社は、リスク管理の方針を定め、取締役会においてリスク管理に係る評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めております。

③ 内部統制システム

当社は、内部監査室による業務及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っており、当事業年度においては、開示すべき重要な不備及び欠陥はございませんでした。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。

監査役会は当事業年度において14回開催し、監査役は、取締役会のほか、執行役員会その他重要な会議に出席し情報収集に努め、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないかを監査しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行って参ります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当の年1回の剰余金の配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、消費者ニーズに応える商品開発体制を強化するために有効投資して参りたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度におきましては、手元流動性資金の確保、財務基盤の改善並びに売上高拡大に向けた投資や積極的なプロモーション活動等の事業資金確保が最優先であると判断したことから、誠に遺憾ではございますが、期末配当につきましては無配とさせていただきます。

抜本的な事業構造改革により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,842,962	流 動 負 債	2,604,240
現金及び預金	1,133,227	買掛金	98,897
完成工事未収入金	54,870	短期借入金	1,934,826
売掛金	197,836	未払金	97,074
永代使用権	166,011	未払法人税等	50,670
未成工事支出金	170,165	未成工事受入金	116,335
原材料及び貯蔵品	58,163	預り金	132,533
その他	62,775	賞与引当金	20,297
貸倒引当金	△85	その他	153,604
固 定 資 産	7,596,963	固 定 負 債	2,549,181
有 形 固 定 資 産	2,372,451	長期借入金	2,126,626
建物	543,794	退職給付引当金	207,469
構築物	3,108	役員退職慰労引当金	89,601
機械装置	10	その他	125,483
車輜運搬具	32		
工具器具備品	2,255	負 債 合 計	5,153,421
土地	1,822,050		
建設仮勘定	1,199	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	62,120	株 主 資 本	4,309,211
ソフトウェア	40,919	資 本 金	1,790,856
電話加入権	21,201	資 本 剰 余 金	1,442,096
投 資 そ の 他 の 資 産	5,162,390	資 本 準 備 金	1,442,096
出資金	6,130	利 益 剰 余 金	1,079,035
長期貸付金	57,727	利 益 準 備 金	96,139
長期前払費用	4,780	そ の 他 利 益 剰 余 金	982,896
保険積立金	234,703	別 途 積 立 金	1,260,000
差入保証金	4,385,297	繰 越 利 益 剰 余 金	△277,103
長期未収入金	355,838	自 己 株 式	△2,778
霊園開発協力金	38,980	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,501
繰延税金資産	28,767	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,501
その他	83,305	新 株 予 約 権	7,973
貸倒引当金	△33,140	純 資 産 合 計	4,313,683
繰 延 資 産	27,178	負 債 純 資 産 合 計	9,467,104
株式交付費	27,178		
資 産 合 計	9,467,104		

(注) 金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,979,035
売 上 原 価		843,589
売 上 総 利 益		2,135,445
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,844,219
営 業 利 益		291,226
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,744	
そ の 他	23,505	25,249
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	90,452	
そ の 他	41,895	132,348
経 常 利 益		184,127
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	31,115	
固 定 資 産 除 却 損	2,437	33,552
税 引 前 当 期 純 利 益		150,575
法人税、住民税及び事業税	32,813	
法 人 税 等 調 整 額	△11,465	21,347
当 期 純 利 益		129,228

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金				
当事業年度期首残高	1,650,450	1,301,690	96,139	1,260,000	△380,690	975,448	△2,768	3,924,820	
当事業年度変動額									
新株の発行	140,406	140,406						280,812	
剰余金の配当					△25,641	△25,641		△25,641	
当期純利益					129,228	129,228		129,228	
自己株式の取得							△9	△9	
株主資本以外の 項目の当事業年度変動 額 (純額)									
当事業年度変動額合計	140,406	140,406	—	—	103,587	103,587	△9	384,390	
当事業年度期末残高	1,790,856	1,442,096	96,139	1,260,000	△277,103	1,079,035	△2,778	4,309,211	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	△7,085	△7,085	5,682	3,923,417
当事業年度変動額				
新株の発行				280,812
剰余金の配当				△25,641
当期純利益				129,228
自己株式の取得				△9
株主資本以外の 項目の当事業年度変動 額 (純額)	3,583	3,583	2,291	5,875
当事業年度変動額合計	3,583	3,583	2,291	390,265
当事業年度期末残高	△3,501	△3,501	7,973	4,313,683

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・永代使用权、未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

- ① 社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
- ② 株式交付費 3年間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、事業年度における支給見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度の末日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 霊園開発評価損失引当金 霊園開発投資案件の進捗状況を勘案し、個別に回収可能性を判断し、評価損失見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段…金利スワップ
 - ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針 当社内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① お墓事業

お墓事業においては、主に屋外墓地における墓地(永代使用权)の募集代行並びにそれに付随する墓石の製造及び販売、納骨堂における募集代行を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、墓石工事は工事完成時点、納骨堂は販売価格の顧客による全額入金時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、霊園管理業務に係る収益は、霊園の経営主体から受託する霊園維持管理であり、経営主体との業務提携契約に基づいて維持管理を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間に亘り履行義務を充足するものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

② 葬祭事業

葬祭事業においては、主に葬儀、法要のサービスの提供であり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、葬儀、法要の施行時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる、時価の算定方法に重要な変更はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産28,767千円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来事業計画を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来事業計画における主要な仮定は、お墓事業における既存霊園の増設や改造等を考慮した成約件数、葬祭事業における営業活動強化施策を考慮した受注件数及び過去の実績に基づく施行単価であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性を伴うものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	420,227千円
建物	455,390千円
土地	1,574,469千円
計	2,450,087千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,428,525千円
長期借入金	1,593,406千円
計	3,021,931千円

(注) 短期借入金には、1年内返済予定の長期借入金928,525千円が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,161,941千円

(3) 保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

宗教法人威徳寺（金融機関等からの借入に対する保証） 1,122,464千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,713,005株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 9,555株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25百万円	10円	2021年3月31日	2021年6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,158,000株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,377千円
貸倒引当金	8,906千円
繰越欠損金	64,958千円
退職給付引当金	63,527千円
役員退職慰労引当金	27,435千円
貸倒損失	162千円
賞与引当金	6,214千円
霊園開発評価損失引当金	256,687千円
その他	119,667千円
繰延税金資産小計	553,937千円
評価性引当額	△525,170千円
繰延税金資産合計	28,767千円
繰延税金資産の純額	28,767千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%
住民税均等割等	6.1%
評価性引当額	△25.7%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1%

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先宗教法人等に対し長期貸付を行っております。差入保証金は、霊園の募集及び墓石工事施工権利の確保を目的として霊園経営主体に差し入れております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に事業投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が裁決担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価(*1)	差 額
① 長期貸付金 (*2)	55,725	55,471	△253
② 差入保証金 (*3)	4,346,456	3,591,364	△755,092
③ 長期未収入金 (*2)	328,755	250,594	△78,160
④ 長期借入金 (*4)	(3,411,821)	(3,407,004)	△4,817
⑤ デリバティブ取引 (*5)	(3,501)	(3,501)	—

(*1)負債項目については()で示しております。

(*2)長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)差入保証金については、敷金等の非営業保証金を控除しております。

(*4)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(1,285,195千円)を含んで表示しております。

(*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
金利関連	—	3,501	—	3,501

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	55,471	—	55,471
差入保証金	—	3,591,364	—	3,591,364
長期未収入金	—	250,594	—	250,594
長期借入金	—	3,407,004	—	3,407,004

(注) 時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を同様の新規貸付若しくは与信供与を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

重要性のある取引がないため、記載を省略しております。

(2) 親会社情報

バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合

無限責任組員 株式会社アристаゴラ・アドバイザーズ

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	1,033,300	17,711	—	1,051,011
霊園管理費	93,010	43,541	—	136,552
募集手数料	28,968	156,668	—	185,637
納骨手数料	34,380	3,840	—	38,220
葬儀、法要	—	—	1,425,905	1,425,905
その他	92,558	8,143	41,006	141,707
顧客との契約から生じる収益	1,282,218	229,904	1,466,911	2,979,035
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,282,218	229,904	1,466,911	2,979,035

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、商品及びサービスの引渡前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の未成工事受入金116,335千円及び預り金132,533千円のうち80,772千円が含まれております。

当社は、残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年の間で収益を認識することを見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	292円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円54銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	9円31銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響につきましては、当社は、霊園の開園時間短縮やテレワークの推奨、常時検温実施等、感染防止対策に努めており、現時点では全営業所において概ね通常稼働、問題なく運営しております。

しかしながら、当感染症は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の感染推移や収束時期等を予想することは極めて困難なことから、様々な情報源に基づく政府の発表、それに伴う報道等を踏まえた上で、第57期の一定期間に亘り当該影響が継続する仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(財務制限条項)

(1) 東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(タームローン借入金残高20億3千1百万円、コミットメントライン借入金残高5億円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：会社の破産・清算等および返済を遅延したとき

②特記事項：決算数値において

- 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年3月期第3四半期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。
- 単体の貸借対照表及び損益計算書に記載される数値により計算される有利子負債EBITDA倍率の値を20倍以下に出来なかったとき。

有利子負債EBITDA倍率＝(短期借入金＋1年以内返済予定の長期借入金＋1年内償還予定の社債＋長期借入金＋社債＋リース債務)÷(営業損益＋減価償却費)

(2) 宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高11億2千2百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：借入人または保証人の破産・清算等および返済を遅延したとき

②特記事項：保証人の決算数値において

- 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
東京事務所

指定社員 公認会計士 丸木章道
業務執行社員

指定社員 公認会計士 沼田慶輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチリョクの2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社ニチリョク 監査役会

常勤監査役 宮 下 利 明 ⑩

社外監査役 野 口 和 弘 ⑩

社外監査役 武 田 和 大 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p><u>（附則）</u> <u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> 第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	が 名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
3	た 瀧 (1952年9月17日)	が み し ん じ	<p>1980年4月 東西貿易株式会社入社 2007年1月 タイ・デザイン社(米国法人) 日本代表(現任) 2014年12月 株式会社メディネット常勤監査役 2018年12月 同社社外監査役(現任) 2020年3月 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 監査役 2020年11月 同社エグゼクティブアドバイザー(現任) 2020年12月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ エグゼクティブアドバイザー タイ・デザイン社 日本代表 株式会社メディネット 社外監査役</p>	株 -

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 杉本卓士氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 篠田丈氏は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズの代表取締役を兼任しており、同社が無限責任組合員として組成するバリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合と当社は資本提携契約を締結しております。
4. 篠田丈氏及び瀧上眞次氏の現在及び過去5年間における当社の特定関係事業者である株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズの業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
5. 瀧上眞次氏は、社外取締役候補者であります。
6. 瀧上眞次氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、主に長年に亘る企業経営者としての豊富な経験と知見を有しており、引き続き当該知見を活かして経営全般について専門的な立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことと共に、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待したためであります。
7. 瀧上眞次氏は現在、当社の社外取締役であります。取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年6ヶ月となります。
8. 当社は瀧上眞次氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております(ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます寺村公陽氏及び藤澤英樹氏、2021年8月31日をもって取締役を辞任されました齊藤政幸氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、退任取締役の経営に尽力した活動状況等を総合的に勘案しつつ、当社役員退職慰労金支給規程に基づき、役員退職慰労金算定基準に従い取締役会で決定しており、役員報酬等の決定方針に沿うものであることから相当であると判断しております。

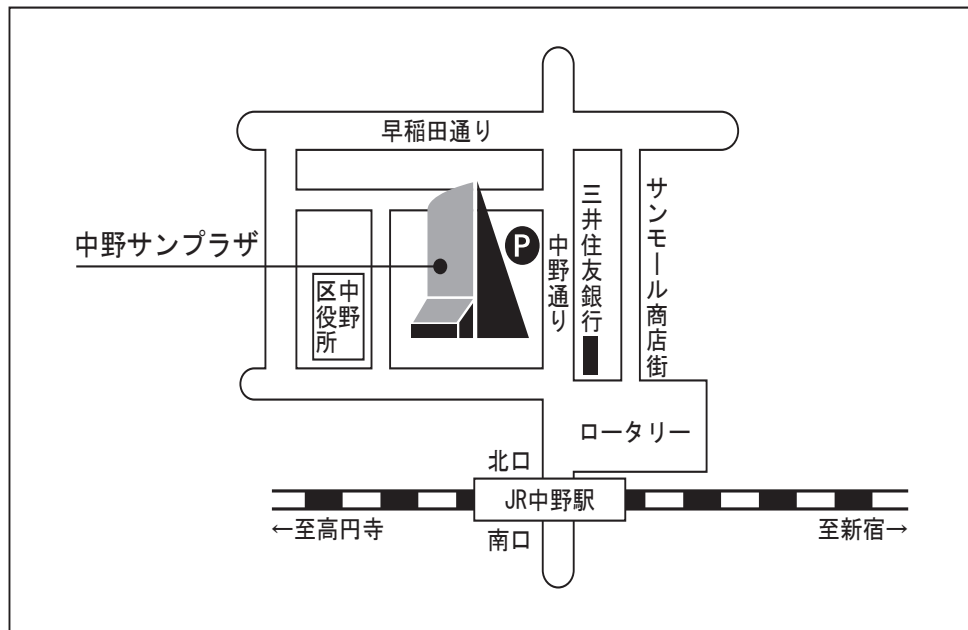
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
寺村公陽	1994年6月 当社取締役(現任)
藤澤英樹	2018年6月 当社取締役(現任)
齊藤政幸	2020年12月 当社取締役

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中野区中野四丁目1番1号
中野サンプラザ 11階 アネモルーム
電話 03 (3388) 1151 (代表)



(最寄駅)

中野駅 (JR中央線・総武線・東京メトロ東西線) 北口より徒歩約1分